## 第6次瑞浪市総合計画基本構想 附帯決議に対する対応について

	附帯決議の内容	対応
1	市民と行政の協働によるまちづくり	市民と行政の協働によるまちづくりを目
	を目指すという基本理念が示されてい	指すという基本理念について、平成26年
	るが、実際の行政運営に当たっては、具	度からまちづくり推進部を創設し、市民協
	体的な施策を示し協働の趣旨が広く市	働課にて、まちづくりの支援を行っていま
	民に理解されるよう配慮すること。	す。また、平成27年3月には、まちづくり
		基本条例を制定し、まちづくりに関する原
		則及び仕組み、市民の権利及び責務、議会
		及び行政の責務等を定め、市民主体のまち
		づくりを推進する体制を整備しました。更
		には各地区まちづくりの情報発信の拠点と
		して、夢サポを整備したほか、地域懇談会
		や市民アンケートを通して各地域や各団体
		との意見交換を行っています。
2	基本構想計画期間において、さまざ	令和5年の目標人口を40,000人と
	まな人口減少対策を実施し人口4万人	しました。これは、少子化対策や定住促進
	を維持すると示しているが、厳しい目	施策などの人口減少対策を総合的に実施す
	標値ととらえ、所期の目的が達成でき	ることにより人口減少を抑制し、計画当時
	るよう取り組むこと。	の人口をIO年後も維持したいという考え
		であり、この目標を設定することで、人口
		減少問題に対する各種取組みの推進力とし
		ていくこととしていました。
		人口減少問題は、画期的な解決策はあり
		ませんが、引き続き、総合的な取組みを行
		っていきます。
3	まちづくりの基本方針については、	6 つの基本方針に紐づいた各事業を、毎
	示されている内容が実現できるよう	年度ローリング方式で行う実施計画におい
	に、不断の見直しを行うこと。	て、評価・検証することにより基本方針に
		示した方向性の効果を最大限発揮できるよ
		う努めています。
4	土地利用構想においては、中心市街	各地域の魅力ある資源を活用し、活力を
	地及び周辺地域においても活力ある土	高めていくとともに、それぞれの地域が抱
	地利用が進むよう十分配慮すること。	える課題に的確に対応することにより調和
		のとれた発展を目指すことを基本とし、各

地区の土地利用の方向性を示したもので す。中心市街地では瑞浪駅周辺再開発事業 を進めており、周辺地域においては、大湫 町の丸森を観光案内所として、新森を古民 家カフェとして整備してきました。また、 旧陶小学校跡地は企業誘致により有効活用 を図ってまいります。今後、道の駅整備や きなぁた瑞浪でのバーベキュー施設整備を 計画しており、将来の地域拠点、交流拠点 として活力ある土地利用を進めています。 平成26年度はそれぞれ、92.5%と 基本構想実現にむけて、経常収支比 率及び実質公債費比率など危険域に入 3.8%であったのに対し、令和2年度は、 それぞれ82.4%と3.0%と双方改善 らぬよう計画的な進捗を図ること。 しています。引き続き、必要な事業は積極 的に取組みつつ、歳入歳出のバランスに配

慮した財政運営に努めていきます。